

社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医資格更新実施内規

(平成2年2月9日制定)
 (平成2年9月28日改正)
 (平成4年3月27日改正)
 (平成6年3月4日改正)
 (平成7年3月10日改正)
 (平成8年1月19日改正)
 (平成10年3月6日改正)
 (平成10年7月1日改正)
 (平成12年9月22日改正)
 (平成14年6月3日改正)
 (平成15年12月19日改正)
 (平成18年4月20日改正)
 (平成19年8月10日改正)
 (平成23年1月7日改正)

- 1 社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という)は、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医(以下「専門医」という)のレベル保持のため、次により認定更新を実施する。
- 2 専門医資格の有効期間は5年間とし、更新手続きは5年ごとに行う。ただし、資格更新時に満65歳以上である者は、資格更新のための審査を必要としない。
- 3 資格更新を行おうとする者は、申請時まで継続して本会正会員でなければならない。
- 4 資格更新の審査は、本会認定超音波専門医制度委員会(以下「本委員会」という)が行う。
- 5 理事長は、本委員会が審査を行い適格と判定した者に、理事会の承認を得て認定証を交付する。
- 6 資格更新には、専門医の認定または前回の資格更新を受けてから5年間に、次に定める単位を100単位以上取得していることを要する。ただし、少なくとも1回は、日本超音波医学会学術集會に参加しなければならない。

研修・業績単位表：

	出席(注1)	発表(注2, 3, 4, 5)
(1)学術集會		
A 日本超音波医学会学術集會(注6)	25(単位)	25(単位)
日本超音波医学会地方会学術集會(注6)	15	15
日本超音波医学会研究会	10	10
日本超音波医学会超音波診断講習会	10	10
日本超音波医学会地方会講習会	5	5
日本超音波医学会学術集會教育セッション	10	10
B 世界超音波医学学術連合大会(WFUMB)	15	15
アジア超音波医学学術連合大会(AF SUMB)	15	15
ヨーロッパ超音波医学学術連合大会(EFUSMB)	15	15
その他のWFUMB加盟学会	15	15
C 日本医学会総会(注7)	5	5
日本医学会分科会の学術集會(地方会含む、注7)	5	5
D 指定超音波医学関連学会・研究会(注7, 8)	5	5
E その他の学会・研究会で委員会が認めたもの(注9)	—	5
(2)超音波医学に関連する論文と著書		
超音波医学(会誌、注4, 10)		
原著		50(単位)
その他(症例報告、速報等)		30
総説、特集(注12)		50
その他の学術論文(注4, 7, 10)		20
著書(単行本、注4, 7, 11)		20
(3)DVD超音波研修		
日本超音波医学会超音波診断講習会(注13)	5	
日本超音波医学会学術集會教育セッション(注13)	5	

注1：出席したことを証明する書類を添付する。

注2：発表の単位は、出席の単位に加算される。

注3：単位表に示された発表の単位は、発表、論文、著書とも、筆頭者の場合とする。

注4：共著者の発表の単位は、発表、論文、著書とも、筆頭者の1/2とする。

注5：プログラムまたは抄録のコピーを添付する。

注6：特別企画の単位は、筆頭者のみとする。

注7：発表の単位は、超音波医学に関するものに限る。

注8：指定学会・研究会は、会誌に公示する。

注9：国内外を問わないが、超音波医学に関する発表に限る。適否については、本委員会が判定する。

注10：別刷または第1ページのコピーを添付する。

注11：著書名、編者名、目次、タイトル、著者名、出版社、発行日が確認できるコピーを添付する。

注12：総説、特集の共著者は5人までとし、発表の単位は、筆頭者の1/2とする。

注13：DVD購入日から3年以内に巻末に収録している試験問題に解答し、教育委員会が一定の基準に達していると判定した者のみとする。

- 7 専門医の資格更新を受けようとする者は、会誌に公示する期間中に下記の書類を提出し、資格更新審査・認定料を納付しなければならない。
 - 一 資格更新申請書
 - 二 研修・業績単位表、およびそれを証明する別刷ないしコピー
(所定の様式にて学会出席単位等の登録がある場合は、その不足する単位数について提出するものとする。)
- 8 資格更新期限内に取得単位数が規定の点数に達しないことが見込まれる者は、公示する期間内に下記の手続きにより、1年間を限度として、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度規則第2章にある認定試験を免除し、次年度に更新資格が与えられるものとする。
 - 一 更新猶予申請書の提出
 - 二 更新猶予手数料の納付更新猶予申請書の提出、更新猶予手数料の納付は当該年度の更新手続き締切日までに完了しなければならない。
なお、更新猶予期間中及び保留期間中は専門医を呼称することができない。次回更新手続きを行い、審査を受け適格と認められた後は、更新猶予期間も含めて専門医の継続年数に加算できる。更新猶予期間は、更新後の認定期間の1年目として扱われる。この1年間の取得単位のうち前回分の不足単位を充足するために使用された点数は、次の更新手続きには加算できない。ただし、余剰の点数は、次の更新単位に加算できるものとする。更新猶予期間終了時に資格更新のため必要な手続きは、前掲6および7項に準ずるものとする。
- 9 特別な事情(海外留学、長期の病気療養など)の場合には、証明書を添付して更新保留申請をすることができる。保留期間は年単位(留学または療養などの期間の端数は切り捨て)とし、資格更新には、その年数を除き、復帰後と保留期間以前の合計で5年間となる年に通常の更新の手続きを行うものとする。
なお、更新保留期間中は専門医を呼称することができない。
- 10 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成2年2月9日から施行する。
- 2 第2回(平成8年度)以降の資格更新のための計算は、認定された年の6月から更新の年の5月までとする。
- 3 この内規の改正は、平成12年9月22日から施行する。
- 4 この内規の改正は、平成14年6月3日から施行する。
- 5 この内規の改正は、平成15年12月19日から施行する。
- 6 この内規の改正は、平成18年4月20日から施行する。
- 7 この内規の改正は、平成19年8月10日から施行する。
- 8 この内規の改正は、平成23年1月7日から施行する。